

第 50 期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時

開催場所

ホテルグランミラージュ

2階 天翔の間

富山県魚津市吉島1丁目1番20号

目 次

第50期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	2
計算書類	21
監査報告	36
株主総会参考書類	41

【新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ】

新型コロナウイルス感染症の感染予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。何卒ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

- 議決権行使については、可能な限り書面による**事前行使**をご検討ください。
- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理なさらないようお願いいたします。
- 株主総会の**運営スタッフ・役員は、マスクを着用**して対応させていただきます。
- ご来場の株主様におかれましては、**アルコール消毒とマスクの着用のご協力をお願いいたします。**
- 発熱（37.5度以上）があると認められる方におかれましては、ご入場の制限をさせていただきます。また、体調不良が見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けをさせていただきますので、あらかじめご了承ください。



証券コード 6614
2022年6月9日

株 主 各 位

富 山 県 魚 津 市 吉 島 8 2 9 番 地
株 式 会 社 シ キ ノ ハ イ テ ッ ク
代 表 取 締 役 社 長 浜 田 満 広

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

2. 場 所 富山県魚津市吉島1丁目1番20号
ホテルグランミラージュ 2階 天翔の間

3. 目的事項

報告事項

第50期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役11名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

（お願い） 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（お知らせ） 株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<https://www.shikino.co.jp/ir/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、第2四半期までは各国において新型コロナウイルス感染症の影響は見られるが、経済対策やワクチン接種の普及効果等により景気回復傾向に向かっています。第3四半期に入ると変異株であるオミクロン株の蔓延が始まり、第4四半期に至っては、ロシアによるウクライナ侵攻と急激な円安への為替相場の変動により、一層の不安が広がる形となりました。国内経済も世界経済と同様に、上期と下期の様相は一変し、資源や原材料価格の高騰といった要因に加え、地政学的な問題、為替の円安進行により、先行きの懸念感は収まるどころか大きくなっております。

当社に関わる半導体業界においては、車載向け半導体や5G向け、産業機器や情報通信技術の用途への広がりなどで需要が増加し、受注は順調に増加しました。一方、世界的な半導体部材の調達難、調達期間の長期化が需要の増加に対して供給が追いつかない要因となっており、調達価格の高騰による採算悪化も懸念されます。

このような環境の中、電子システム事業においては、落ち込んでいた半導体の後工程商材（バーンインボード等）が回復基調になったとともに、車載用専用計測器の受注が伸びました。また、IoT-PLC高速通信モジュールの開発に着手し、新しい商材として新市場参入に向けスタートいたしました。

マイクロエレクトロニクス事業においては、アナログLSI設計受託売上の安定化に向けて、電源、メモリ、5G通信、センサー分野をターゲットに新規顧客開拓に取り組みました。また、デジタルLSI設計受託についても画像処理分野の顧客開拓に取り組みました。その結果、アナログLSI設計受託、デジタルLSI設計受託ともに、一定の新規顧客を獲得でき売り上げに貢献しました。一方、業界における旺盛な半導体需要のために設計人材の確保が難しい状況が続いています。IP関連事業については、IPコアの種類を増やし売り上げを拡大する取り組みとして、画像処理IPの開発に取り組み、新しいIPの販売準備を完了する事ができました。

製品開発事業においては、産業機器分野、医療分野への取組強化策として、産学連携や商社

との連携を強化し、販売の効率化の取り組みを進めてきました。開発面においては、増大するセンシング市場向けカメラ開発で製品ラインナップの強化を行い、医療・介護向けカメラシステム開発の着手など新しい収益モデルの確立に向けた技術開発を着実に進めてまいりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高5,359,056千円（前期比21.1%増）となり、営業利益は396,601千円（同95.1%増）となり、経常利益は416,757千円（同99.2%増）となり、当期純利益は327,482千円（同189.1%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

【電子システム事業】

電子システム事業は、期初から新型コロナウイルス感染症の影響を受け、部品入手難や営業活動に制限が出る等がありましたが、市場在庫不足による半導体主要顧客の生産増加に伴う設備投資、車載用を中心とした産業用専用計測器商材とともに前事業年度を大きく上回りました。半導体顧客、産業顧客ともに海外拠点への出張ができない状態が続いており、マイナス影響は残る一方で、国内向けには新規顧客開拓やIoT-PLC高速通信モジュールでの新市場参入も図り、受注量増加と範囲拡大に取り組みました。

これらの結果、売上高は2,041,886千円(前期比28.2%増)、セグメント営業利益は154,499千円(前事業年度はセグメント営業損失10,586千円)となりました。

【マイクロエレクトロニクス事業】

マイクロエレクトロニクス事業は、旺盛な半導体需要に支えられ半導体の設計需要が堅調に推移しました。アナログLSIにおいては、パワー半導体、センシング半導体、高速インターフェース内蔵半導体を主体としたアナログ設計受託が順調でした。デジタルLSIにおいては、画像処理関連のデジタル設計受託が堅調に推移しました。また、IP分野においてもJPEG-IPの販売が順調に推移し、新たに開発した画像処理IPの半導体組み込みも進展しました。

これらの結果、売上高は1,988,739千円(前期比12.0%増)、セグメント営業利益は267,445千円(同13.5%増)となりました。

【製品開発事業】

製品開発事業は、車載・産業機器市況の回復基調継続に伴うカメラの需要増加、前事業年度に開発完了した動画伝送機能搭載カスタムカメラ販売開始及びマイナンバーカード応用機器等のインフラ機器市場への出荷増加等により大幅に売り上げが増加しました。

これらの結果、売上高は1,328,430千円(前期比25.7%増)、セグメント営業損失は25,344千円(前事業年度はセグメント営業損失21,694千円)となりました。

② 設備投資の状況

当期における設備投資は228,779千円であり、内訳は次のとおりです。

建物	8,516千円
構築物	1,125千円
機械及び装置	119,775千円
車両運搬具	388千円
工具、器具及び備品	10,719千円
建設仮勘定	5,214千円
ソフトウェア	3,628千円
ソフトウェア仮勘定	79,412千円

③ 資金調達の状況

当社は、2021年4月21日に第三者割当てにより、177,000株の新株式を発行し、63,507千円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 47 期 2019年3月期	第 48 期 2020年3月期	第 49 期 2021年3月期	第 50 期 (当事業年度) 2022年3月期
売 上 高(千円)	4,678,140	4,531,640	4,425,524	5,359,056
当 期 純 利 益(千円)	120,833	113,914	113,262	327,482
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	40.28	37.97	(※1) 37.40	(※2) 75.35
総 資 産(千円)	3,266,527	3,208,634	3,618,880	4,094,472
純 資 産(千円)	557,565	677,300	1,226,868	1,640,659
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	185.86	225.77	(※1) 295.63	(※2) 371.61

(注) 1. 当社は、2020年11月11日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第47期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(※1) 第49期(2021年3月期)において、公募増資による新株式発行を行っております。

(※2) 当事業年度において、第三者割当増資による新株式発行を行っております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

2020年1月から猛威をふるう新型コロナウイルス感染症は、各種政策により持ち直しの動きが期待されるものの、感染拡大の影響で先行きが予想できない状況にあります。また、地政学的な問題、為替の円安進行に加え、資源や原材料価格の高騰といった多くの問題に臨機応変に対応すべく的確な政策を実施し、「選択と集中を進め、成長戦略を加速する」をスローガンに下記の方針に全社一丸となって取り組んでまいります。

① 成長戦略

成長戦略に向けた計画の実行、中核事業の成長加速、新技術や新製品の創出早期化・事業化推進、新市場、グローバル戦略の推進に取り組んでまいります。

② 経営体質の強化

マネジメント力の向上、営業・サービスの強化、人材育成の強化と社内外からの積極的な人材登用に取り組んでまいります。また、生産性向上と業務改善の推進、知的財産権戦略の構築により、健全で質の高い経営体質を目指します。

③ 経営品質の向上

コンプライアンス（倫理・遵法）徹底強化とCSRを推進し、適切な企業統治と情報開示、情報セキュリティ強化に取り組んでまいります。また、「事業経営」と「環境経営」の一体化を推進し、BCPを確立させ、社会から信頼される企業集団を目指します。

④ 品質と信頼性の追求

顧客最優先と品質至上を徹底し、信頼性を高め、価値ある製品とサービスを提供します。具体的には、設計品質、製造品質、サービス品質の向上を目指します。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社は、半導体に関する事業分野について設計・生産・販売・サービス活動を展開しております。魚津工場では、電子機器製品や半導体検査装置、システム製品、カメラモジュール製品などを生産しており、本社、大阪デザインセンター、東京デザインセンター、九州事業所及び福岡デザインセンターの各拠点では営業、設計開発及び保守業務を行っております。また、販売については、一部を除き直販体制をとっております。

当社の事業部門別の主要製品及び技術は、次のとおりです。

事業セグメント	区分	主要製品及び技術
電子システム事業	半導体検査・装置関連	バーンイン装置、バーンイン装置レンタル、バーンインボード、半導体部品の検査ボード、半導体のテストプログラム、各種電子機器検査用ボード、専用計測器、高速通信機器、電子機器の開発・設計・製造
マイクロエレクトロニクス事業	LSI設計 (アナログ・デジタル)	電源IC設計、高速I/F設計、イメージセンサ設計、画像処理系LSI設計、FPGA設計、ASIC設計、技術者派遣
	IPコア	JPEG、MIPI、ISP
製品開発事業	製品開発事業	画像関連機器、CMOSカメラモジュール、画像処理システム、画像処理モジュール

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社 ・ 魚 津 工 場	富山県魚津市吉島
大 阪 デ ザ イ ン セ ン タ ー	大阪府大阪市淀川区
東 京 デ ザ イ ン セ ン タ ー	東京都港区
九 州 事 業 所	福岡県北九州市若松区
福 岡 デ ザ イ ン セ ン タ ー	福岡県福岡市早良区

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
359名	14名増	42.4歳	12.5年

(注) 従業員数には、臨時従業員、パートタイマー及び派遣社員を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
(株) 富山第一銀行	290,013千円
(株) 北陸銀行	53,352千円
(株) みずほ銀行	45,022千円
合 計	388,387千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,415,000株 (自己株式 21株)
- ③ 当事業年度末の株主数 4,789名
- ④ 上位10名の株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
塚田隆	398,000	9.01
シキノハイテック従業員持株会	240,900	5.46
名古屋中小企業投資育成株式会社	205,000	4.64
浜田満広	195,000	4.42
岸和彦	142,000	3.22
宮本和子	140,000	3.17
ほくほくキャピタル株式会社	132,000	2.99
広田文男	111,000	2.51
宮本幸男	110,000	2.49
宮本貴子	110,000	2.49

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

- イ. 2021年4月21日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は177,000株増加しております。
- ロ. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は88,000株増加しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2019年2月18日開催の臨時株主総会決議による第二回新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき270円
- ③ 新株予約権の行使条件
 1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。
 2. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間 2021年2月19日から2024年2月18日までとする。
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	2,500個	普通株式 25,000株	2人

(注) 新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使時1株当たりの行使価額は、2020年11月11日付株式分割（1株につき10株の割合）により調整して記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 等
取 締 役 会 長	塚 田 隆	日本海シーライン開発株式会社 取締役
代表取締役社長 （執行役員）	浜 田 満 広	魚津観光開発株式会社 取締役
代表取締役専務 （執行役員）	宮 本 昭 仁	製品開発事業本部長兼技術開発統括担当
常 務 取 締 役 （執行役員）	広 田 文 男	管理本部長
常 務 取 締 役 （執行役員）	岸 和 彦	品質管理本部長
取 締 役 （執行役員）	寺 本 正 夫	生産本部長兼生産管理部長
取 締 役 （執行役員）	古 川 卓 哉	電子システム事業本部長
取 締 役 （執行役員）	高 橋 信 一	マイクロエレクトロニクス事業本部長兼事業推進室長
取 締 役 （執行役員）	亀 田 登	管理本部企画経理部長
取 締 役	宮 本 幸 男	志貴野メッキ株式会社 代表取締役社長
取 締 役	齊 藤 壽	
取 締 役	高 安 鍊 太 郎	株式会社アール・アンド・カンパニー 代表取締役 iRiek.株式会社 代表取締役 税理士法人Wells Accounting 代表社員 株式会社STG 社外監査役
常 勤 監 査 役	舟 崎 滋 郎	
監 査 役	種 谷 幹 郎	
監 査 役	大 崎 利 明	丸八配送株式会社 取締役 社会福祉法人海望福祉会 理事長 日本海シーライン開発株式会社 監査役 大道建設工業株式会社 取締役 株式会社天空 代表取締役会長 株式会社丸八 取締役相談役

- (注) 1. 取締役 宮本幸男氏、齊藤壽氏及び高安鍊太郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 なお、当社は同3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 舟崎滋郎氏及び大崎利明氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 各社外取締役及び各社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
4. 当事業年度中の役員の異動は次のとおりです。
 2021年6月28日開催の第49期定時株主総会において、高橋信一氏、亀田登氏及び高安鍊太郎氏が、新たに取締役に選任され就任いたしました。
5. 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
塚田 隆	代表取締役会長	取締役会長	2021年6月28日
宮本 昭仁	専務取締役 製品開発事業本部長兼 技術開発統括担当	代表取締役専務 製品開発事業本部長兼 技術開発統括担当	2021年6月28日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額	報 酬 等 の 額	
			う ち 基 本 報 酬	う ち 業 績 連 動 報 酬
取 締 役 (うち社外取締役)	12名 (3名)	108,465千円 (7,470千円)	108,465千円 (7,470千円)	－千円 (－千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	15,210千円 (12,480千円)	15,210千円 (12,480千円)	－千円 (－千円)
合 計 (うち社外役員)	15名 (5名)	123,675千円 (19,950千円)	123,675千円 (19,950千円)	－千円 (－千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第47回定時株主総会において、年額180,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち社外取締役3名）であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第35回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役の宮本幸男氏は、志貴野メッキ株式会社の代表取締役社長であります。同氏は、当社の株式110,000株を保有しておりますが、それ以外に同氏及びその兼職先と当社との間に、人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。
 - ・社外取締役の齊藤壽氏、社外取締役の高安錬太郎氏、社外監査役の舟崎滋郎氏、社外監査役の大崎利明氏は、当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
社外取締役	宮本幸男	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、企業経営経験者として高い見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役	齊藤 壽	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、報道機関での豊富な経験と役員経験による幅広い見識を有し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、適宜必要な発言を行っております。
社外取締役	高安錬太郎	2021年6月28日就任後、当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	舟崎滋郎	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、又、監査役会14回のうち14回に出席し、主に金融機関での経営に関する高い見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、監査役会においても豊富な経験と高い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	大崎利明	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、又、監査役会14回のうち14回に出席し、長年にわたる企業経営経験者として、要職を歴任した高い見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、監査役会においても豊富な経験と高い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。

(5) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び監査役の報酬の決定に際しては、業績の状況等を前提に、役員報酬内規による株主総会の決議により定められるそれぞれの報酬総額の限度内で、取締役会において代表取締役に一任の決議を取り、代表取締役が協議して決定します。監査役の報酬は監査役間の協議にて決定しております。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図る報酬とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（役員賞与）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等の条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の報酬は、株主総会において決議された報酬総額の範囲内で、取締役会において代表取締役一任の決議を取り、各々の取締役報酬は最終的に代表取締役が決定しております。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、社員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

③ 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬（役員賞与）は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため役員報酬内規に基づき会社業績が著しく向上し、計画を上回る利益を計上した場合には、決算期に役員賞与を支給することがある旨を定めております。

5. 会計監査人の事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

又、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制として、2020年11月9日の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を決議しており、取締役会その他重要な会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保する体制作りに努めております。その他、監査役及び内部監査室が、随時必要な監査手続きを実施することで取締役及び従業員の職務執行状況を監視しております。

内部統制システムの整備状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、遵守すべき基本的な事項をコンプライアンス規程に定め、当社の役員及び従業員に周知徹底を図っております。
 - ロ. リスク管理・コンプライアンス委員会（RC委員会）を設置し、法令、定款、社内規程及び行動規範等、職務の執行に当たり遵守すべき具体的な事項についての浸透、定着を図り、コンプライアンス違反を未然に防止する体制を構築しております。
 - ハ. 定期的に監査役監査・内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確認する等、実効性のある監査を推進しております。
- 二. 内部通報制度運用規程により、公益通報者保護法への対応を図り、通報窓口の活用を行い、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び文書管理規程に基づき、定められた期間保存しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対して、リスクの大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、リスクを最小限にするべく対応を行っております。
 - ロ. リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 毎月1回取締役会を開催し、監査役を含む取締役が出席し、重要事項の決定並びに審議・意見の交換を行い、各取締役は連携して業務執行の状況を監督しております。
 - ロ. 会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度予算を策定し、それを達成するため、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程により、取締役、従業員の責任を明確にし、業務の効率化を実現する体制を整えております。
- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制
- 監査役及び内部監査部門は、当社の監査を定期的に行い、当社における業務執行の適正を確保しております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役から職務を補助すべき従業員を置くことを求められた場合は、監査役との協議に基づき、適切な人材の配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）について検討して対応します。
- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 前号の従業員に対する指揮命令権限は、常勤監査役に帰属するものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。また、当該従業員の人事異動及び考課については、事前に常勤監査役に報告を行い、同意を得るものとします。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項に係る報告を受け、その内容について共有しております。
 - ロ. 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求めることができる体制を整えております。
 - ハ. 取締役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を速やかに直接報告しております。

- ⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保しております。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用等の前払い又は償還等の請求があった場合には、その費用が監査役の職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きにより、当該請求に基づき必要な支払いを行っております。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 代表取締役と監査役は、定期的な会合をもち意見交換をすることで、相互の意思疎通を図っております。

ロ. 監査役は、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に情報交換を行う等、相互の連携を図り、監査の実効性を確保しております。

- ⑫ 反社会的勢力を排除するための体制

イ. 当社は、反社会的勢力排除規程等に基づき、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切の関係及び取引行為を遮断すべく取組みを行っております。

ロ. 警察当局や富山県暴力追放運動推進センター及び魚津市暴力追放運動推進協議会、顧問弁護士等の外部専門機関とも十分に連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力に対して速やかに適切な対応がとれる体制を整備しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

イ. 主要な会議の開催状況として、取締役会は16回開催され、取締役の職務執行の適法性の確保及び適正性を高めるため、当社と利害関係を有しない社外監査役が全てに出席いたしました。また、取締役会のほか、監査役会を14回開催いたしました。

ロ. 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき、監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査部門並びに会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

ハ. 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、各部門の業務執行の監査を実施しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業基盤強化及び将来の事業展開に備えるための内部留保充実を図るとともに、株主の皆様への安定的かつ業績を反映した適正な利益還元を基本方針としております。今後も中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき10円とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額（又は数値）は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入しております。

貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,648,722	流動負債	1,397,374
現金及び預金	528,642	支払手形	316,516
受取手形	43,299	買掛金	117,136
売掛金	1,072,133	短期借入金	100,000
契約資産	73,898	1年内返済予定の長期借入金	99,972
電子記録債権	142,157	リース債務	2,635
製品	122,134	未払金	134,211
仕掛品	114,171	未払費用	158,635
材料及び貯蔵品	485,463	未払法人税等	84,006
前渡金	4,833	未払消費税等	52,179
前払費用	27,676	前受金	88,373
その他	34,312	受注損失引当金	14,858
固定資産	1,442,377	賞与引当金	195,967
有形固定資産	868,616	設備関係支払手形	21,010
建物	406,358	その他	11,872
構築物	3,209	固定負債	1,056,437
機械及び装置	137,743	長期借入金	188,415
車両運搬具	233	リース債務	248
工具、器具及び備品	32,318	退職給付引当金	782,724
土地	283,187	その他	85,050
リース資産	199	負債合計	2,453,812
建設仮勘定	5,365	(純資産の部)	
無形固定資産	91,715	株主資本	1,641,278
ソフトウェア	7,883	資本金	420,254
ソフトウェア仮勘定	79,412	資本剰余金	351,182
リース資産	4,274	資本準備金	351,182
その他	145	利益剰余金	869,906
投資その他の資産	482,045	利益準備金	8,000
投資有価証券	94,481	その他利益剰余金	861,906
出資	48	自己株式	△65
長期前払費用	172	評価・換算差額等	△619
繰延税金資産	355,243	その他有価証券評価差額金	△619
繰延資産	32,099	純資産合計	1,640,659
繰延資産	3,372	負債・純資産合計	4,094,472
株式交付費	3,372		
資産合計	4,094,472		

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,359,056
売上原価	3,931,662
販売費及び一般管理費	1,427,394
営業利益	1,030,793
営業外収益	396,601
受取利息	6
受取配当金	2,485
仕入割引	385
保険解約返戻金	9,378
補助金収入	3,740
受取手数料	1,313
為替差益	3,477
その他	5,573
営業外費用	26,361
支株払利息	4,014
株式交付費償却	1,759
その他	432
特別利益	6,205
特別利益	416,757
投資有価証券売却益	1,186
特別損失	1,186
固定資産除却損	0
固定資産売却損	2
減損損失	4,010
当期純利益	4,012
法人税、住民税及び事業税	413,930
法人税等調整額	114,870
当期純利益	△28,421
当期純利益	86,448
当期純利益	327,482

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	376,621	307,549	8,000	532,582	540,582	－	1,224,752	2,115	1,226,868
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				1,841	1,841		1,841		1,841
会計方針の変更を反映し た 当 期 首 残 高	376,621	307,549	8,000	534,424	542,424	－	1,226,594	2,115	1,228,710
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	43,633	43,633					87,267		87,267
当 期 純 利 益				327,482	327,482		327,482		327,482
自 己 株 式 の 取 得						△65	△65		△65
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)								△2,735	△2,735
事業年度中の変動額合計	43,633	43,633	－	327,482	327,482	△65	414,684	△2,735	411,949
当 期 末 残 高	420,254	351,182	8,000	861,906	869,906	△65	1,641,278	△619	1,640,659

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

<その他有価証券>

- ・市場価格のない株式等 …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法以外のも
り処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・製品及び仕掛品 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法
により算定）
- ・原材料 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法
により算定）
- ・貯蔵品 …… 最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア
社内利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計算しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、又、貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上していません。

② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 電子システム事業

電子システム事業においては、顧客との請負契約に基づき、半導体検査装置及び関連機器の開発・設計・製造を行う義務を負っております。当該請負契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、発生原価が履行義務の充足に係る進捗度に寄与及び概ね比例していると判断し、発生原価に基づくインプット法によっております。ただし、請負契約について、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、顧客による製品の検収時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

② マイクロエレクトロニクス事業

マイクロエレクトロニクス事業においては、半導体のLSI設計及びIPコアの開発を行っております。半導体のLSI設計については、顧客による検収が短期間で実施されており、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。IPコア開発においては、当社の知的財産に関するライセンスを販売することにより生じるロイヤルティ収入が生じております。ロイヤルティ収入は、顧客のライセンス利用量に基づいて生じるものであり、顧客の利用量に応じて収益を認識しております。また、一部ロイヤルティ収入については、当社の知的財産を使用する権利を提供する契約であり、ライセンスを一時点で充足される履行義務として処理し、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

③ 製品開発事業

製品開発事業においては、カメラモジュールの開発・製造及びシステム開発を行っております。これらの製品の販売については、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。履行義務が一定の期間にわたり充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、発生原価が履行義務の充足に係る進捗度に寄与

及び概ね比例していると判断し、発生原価に基づくインプット法によっております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、顧客による製品の検収時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
繰延資産の処理方法
株式交付費…………… 3年間で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

この適用より、従来は、検収基準を適用していた契約のうち、一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更し、また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」及び「売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」として表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高は64,785千円増加し、売上原価は82,450千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ17,664千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は1,841千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 追加情報

当社は、2023年3月期末までに新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響が収束し、2024年3月期以降は通常の事業活動が行えていることを前提として、有形固定資産の減損処理、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(受注損失引当金)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

14,858千円

- (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当事業年度末に受注案件ごとの受注額と見積原価を比較して損失額を見積り、受注損失引当金を計上しております。なお、見積原価は見積材料費、見積外注費、見積加工費から算出しており、見積加工費の算出において、直接作業時間と、賃率及び間接費の配賦率を見積もっております。又、同一の受注案件に関する棚卸資産と受注損失引当金がともに計上されることとなる場合には、相殺せずに両建てで表示しております。

- ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

直接作業時間は類似の受注案件の設計、製造に関連する過去データを基礎として、受注案件の難易度、担当者の経験や能力を勘案し見積っております。賃率及び間接費の配賦率は翌事業年度予算を基礎としており、当該予算作成の前提となる受注予測は、直近の受注状況及び外部機関が公表している半導体市場データの将来予測を基礎として見積っております。

- ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

受注損失引当金算出に用いた見積原価は、設計、製造の過程における当初想定し得ない要因による追加の作業時間の発生や、経済状況の変化による翌事業年度予算、特に受注予測と実績の大幅な乖離による影響を受ける可能性があり、実際の損失金額が受注損失引当金計上額と異なった場合、翌事業年度の損益に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額

1,307,884千円

- (2) 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,100,000千円
借入未実行残高	100,000千円
差引未実行残高	1,000,000千円

6. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 期末株式数 (株)
普通株式	4,150,000	265,000	—	4,415,000

(注) 発行済株式総数の増加は、第三者割当増資による新株式発行に伴う増加177,000株、新株予約権の行使による増加88,000株によるものであります。

- (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 期末株式数 (株)
普通株式	—	21	—	21

(注) 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加21株によるものであります。

- (3) 剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	44,149千円	10.00円	2022年3月31日	2022年6月27日

- (4) 当事業年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|---------|
| 普通株式 | 32,000株 |
|------|---------|

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金計画及び設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。資金運用については、一時的な余剰資金は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、取引先の信用リスクに晒されております。現金及び預金の一部の外貨預金、外貨建の営業債権及び営業債務は為替リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金はすべて5ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。又、借入金は、主に投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、企画経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は外貨建の営業債権及び営業債務については、1ヶ月以内に決済されることから、為替の変動リスクは減殺されております。外貨預金については、為替の変動リスクに対して、企画経理部が運用ルールに基づき、円転を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

企画経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額3,963千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形、買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
その他有価証券	90,518	90,518	—
長期借入金（※1）	288,387	283,632	△4,754

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	90,518	—	—	90,518

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	283,632	－	283,632

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	238,417千円
研究開発費	43,398千円
賞与引当金	59,691千円
役員退職慰労金	25,906千円
投資有価証券評価損	23,440千円
固定資産の減損損失	10,397千円
棚卸資産評価損	24,048千円
その他有価証券評価差額金	188千円
その他	27,684千円
繰延税金資産小計	453,173千円
評価性引当額	△97,929千円
繰延税金資産合計	355,243千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	－千円
繰延税金資産の純額	355,243千円

11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	電子システム 事業	マイクロ エレクトロ ニクス事業	製品開発 事業	計		
主要な財又はサービスの ライン						
自社製品	223,910	180,724	1,238,934	1,643,569	－	1,643,569
受託開発	1,708,745	1,808,014	89,496	3,606,256	－	3,606,256
その他	4,120	－	－	4,120	－	4,120
顧客との契約から生じ る収益	1,936,776	1,988,739	1,328,430	5,253,946	－	5,253,946
収益認識の時期						
一時点で移転される財 (注) 1	1,672,762	1,988,739	1,302,284	4,963,786	－	4,963,786
一定の期間にわたり移 転されるサービス	264,014	－	26,146	290,160	－	290,160
顧客との契約から生じ る収益	1,936,776	1,988,739	1,328,430	5,253,946	－	5,253,946
その他の収益 (注) 2	105,110	－	－	105,110	－	105,110
売上高						
外部顧客への売上高	2,041,886	1,988,739	1,328,430	5,359,056	－	5,359,056

(注) 1. 収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している契約については、一時点で移転される財に含めております。

(注) 2. その他の収益には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく賃貸収入が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	837,811千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,251,677千円
契約資産(期首残高)	9,112千円
契約資産(期末残高)	73,898千円
契約負債(期首残高)	77,927千円
契約負債(期末残高)	88,373千円

契約資産は、主に電子システム事業及び製品開発事業における請負契約について、期末日時点で完了しておりますが未請求の履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該請負契約に関する対価は、別途定める支払条件により概ね4ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

契約負債は、主にマイクロエレクトロニクス事業におけるIPコア開発に係る契約に基づく履行義務に先立ち顧客から受領した前受金に関するものであり、貸借対照表上、流動負債の「前受金」に含まれております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、77,927千円であります。

当事業年度において、契約資産が64,785千円増加した主な理由は、電子システム事業における受注金額が増加したことによるものであります。また、当事業年度において、契約負債が10,445千円増加した主な理由は、マイクロエレクトロニクス事業におけるIPコア開発に係る契約に基づく履行義務に先立ち顧客から受領した前受金が増加したことによるものであります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える取引が存在しないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の注記を省略しております。

13. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	371円61銭
1株当たり当期純利益	75円35銭

14. 重要な後発事象

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社シキノハイテック
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 安 藤 眞 弘
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 篠 崎 和 博

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シキノハイテックの2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からのその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社シキノハイテック 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 舟 崎 滋 郎 ㊟

監 査 役 種 谷 幹 郎 ㊟

社 外 監 査 役 大 崎 利 明 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業基盤強化及び将来の事業展開に備えるための内部留保充実を図るとともに、株主の皆様への安定的かつ業績を反映した適正な利益還元を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額は44,149,790円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案の通り第43条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己株式の取得）及び同条45条（中間配当）を削除するものです。また、同変更に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものです。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り変更を行うものであります。

① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。

② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。

③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものです。

④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更内容は次のとおりであります。
下線部分は変更箇所を示しております。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株式</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 株式</p> <p>(削除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を することができる。</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第45条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9 月30日を基準日として、中間配当をすること ができる。</u></p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間等)</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p>(2) 前項の配当には利息をつけない。</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 (現行通り)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第43条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第 1項各号に定める事項については、法令に別 段の定めのある場合を除き、取締役会の決議 によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 (現行通り)</p> <p><u>(2) 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日と する。</u></p> <p>(3) <u>前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当 をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間等)</p> <p>第45条 (現行通り)</p> <p>(2) 前項の配当には利息をつけない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="793 219 1347 461">1 現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第17条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。<li data-bbox="793 468 1347 567">2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。<li data-bbox="793 574 1347 672">3 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（12名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の見直しに伴い1名減員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">ふ り が な 氏 名 (生年月日)</p> <p style="text-align: center;">み や も と あ き と 宮 本 昭 仁 (1959年12月6日)</p>	<p>2012年 2月 パナソニックデバイスシステムテクノ株式会 社 代表取締役社長</p> <p>2018年 6月 当社入社</p> <p>2018年 6月 当社常務取締役</p> <p>2019年 4月 当社専務取締役製品開発事業本部長兼技術開 発統括担当、マイクロエレクトロニクス事業 本部担当、事業推進室担当</p> <p>2021年 6月 当社代表取締役専務製品開発事業本部長兼技 術開発統括担当 現在に至る</p>	23,000株
<p><取締役候補者の選任理由></p> <p>代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。当業界における技術・開発に裏付けされた高度な技術と知見を有し、さらには市場の動向を的確に捉えた業務経験を有しております。また、当社の技術が応用できる分野に対し、人脈を活かした交流を行い、新ビジネスにつながる企画を推進していることから、持続的な企業価値向上に重要な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	ひろ た ふみ お 広 田 文 男 (1960年6月21日)	2008年2月 当社入社 2009年7月 当社経理部長 2010年4月 当社管理部長 2010年6月 当社取締役 2015年4月 当社取締役管理本部長 2019年4月 当社常務取締役管理本部長 現在に至る	111,000株
<p><取締役候補者の選任理由></p> <p>主として総務など管理部門の担当業務を執行する取締役として経営の監督を適切に行っております。取締役会においては、経営上重要な案件について説明を行い、取締役会の意思決定の機能を高めております。今後も、効果的なコーポレートガバナンスの推進に寄与し、企業価値向上に重要な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			
3	きし かず ひこ 岸 和 彦 (1967年3月27日)	1988年4月 当社入社 2006年4月 当社アナログLSI設計部長 2008年6月 当社取締役 2009年4月 当社取締役デバイス事業本部長 2013年4月 当社取締役マイクロエレクトロニクス事業本部長 2015年6月 当社常務取締役 2019年4月 当社常務取締役品質管理本部長 現在に至る	142,000株
<p><取締役候補者の選任理由></p> <p>経営の柱としている品質至上を全社推進する中で、当社で長きにわたって担当してきた技術部門での豊富な業務経験を活かし、適切に業務を推進しております。また、現場での対話を重視しつつ、各方面への提言を通して経営全体における意思決定の質を高めているとともに、ITを活用した全社の生産性向上を推進していることから、持続的な企業価値向上に重要な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	たか はし しん いち 高 橋 信 一 (1961年9月15日)	1984年4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式 会社）入社 2015年7月 パナソニックデバイスシステムテクノ株式会社 社出向 2020年6月 当社入社 当社執行役員事業推進室長 2021年4月 当社執行役員マイクロエレクトロニクス事業 本部長兼事業推進室長 2021年6月 当社取締役マイクロエレクトロニクス事業本 部長兼事業推進室長 現在に至る	0株
<取締役候補者の選任理由> 当業界における技術・開発分野の責任者を長きにわたって務め、その経験に裏付けされた高度な技術 と知見を有し、さらには市場の動向を的確に捉えた業務経験を有しております。また、当社の技術が応 用できる分野に対し、人脈を活かした交流を行い、新ビジネスにつながる事業企画を推進していること から、持続的な企業価値向上に重要な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者とし ました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	塚田隆 (1936年4月16日)	1988年1月 当社入社 1988年3月 当社代表取締役専務 1993年5月 当社代表取締役社長 2009年4月 当社代表取締役会長 2015年1月 当社代表取締役会長兼代表取締役社長 2017年6月 当社代表取締役会長 2021年6月 当社取締役会長 現在に至る (重要な兼職の状況) 日本海シーライン開発株式会社 取締役	398,000株
<取締役候補者の選任理由> 長年代表取締役として、大局的な見地から経営の監督を適切に行ってまいりました。長年にわたり当社の経営を担ってきた実績があり、また、経営全般における豊富な見識や業務経験を有していることから、当社の重要事項の決定及び経営執行に重要な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。			
6	寺本正夫 (1963年5月22日)	2010年5月 当社入社 2013年7月 当社製造部長 2015年4月 当社執行役員生産本部長兼製造部長 2015年10月 当社執行役員生産本部長兼製造部長兼購買部長 2017年4月 当社執行役員生産本部長兼生産管理部長 2017年6月 当社取締役生産本部長兼生産管理部長 現在に至る	75,000株
<取締役候補者の選任理由> 生産管理・生産技術業務を執行する取締役として、当該分野での豊富な見識や業務経験を活かして利益創出活動を適切に行っております。また、サプライヤーとの信頼確保に努め、調達力の向上を図ることを推進していることから、持続的な企業価値向上に重要な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	ふり が な 氏名 (生年月日) ふる かわ たく や 古川卓哉 (1969年3月28日)	2003年7月 当社入社 2013年4月 当社電子事業本部長代理兼営業部長兼電子機器部長 2015年4月 当社執行役員電子事業本部長兼営業部長兼電子機器部長兼テストソリューション部長 2016年4月 当社執行役員電子システム事業本部長兼営業部長兼電子制御技術部長 2017年6月 当社取締役 2019年4月 当社取締役電子システム事業本部長 現在に至る	60,000株
<取締役候補者の選任理由> 電子システム事業本部の営業統括業務、ものづくり技術の向上、人材育成を通じて顧客との信頼確保に努めています。また、取締役会においては、計画に対する進捗、結果等について、市場や顧客動向を踏まえて適切な説明を実施し、経営における意思決定機能を高めていることから、持続的な企業価値向上に重要な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者としました。			
8	かめ だ のぼる 亀田登 (1965年6月18日)	2015年3月 株式会社歯愛メディカル入社 2018年12月 当社入社 2019年4月 当社管理本部企画経理部長 2020年4月 当社執行役員管理本部企画経理部長 2021年6月 当社取締役管理本部企画経理部長 現在に至る	1,300株
<取締役候補者の選任理由> 経理・財務における経験に裏付けされた高度な知見を有し、さらには内部統制及び適時開示の業務経験を有しております。また、経理・財務面から見た当社の分析による経営企画業務を推進していることから、持続的な企業価値向上に重要な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
9	宮 本 幸 男 (1960年1月30日)	1999年11月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 志貴野メッキ株式会社 代表取締役社長	110,000株
	<p><社外取締役候補者の選任理由></p> <p>メーカーのトップとして長年経営に携わり、経営に関する高い見識を有しています。当社に対しても経営の助言・支援を実行しており、当社の主要取引先と取引が重複していることから、顧客情報の交換が円滑にできております。その企業経営者としての豊富な経験や見識を活かして、当社の経営に対する監督と適切な助言をいただけることが期待できるため、引き続き社外取締役候補者としました。</p>		
10	高 安 錬 太 郎 (1972年1月30日)	2011年6月 みずほ証券株式会社入社 2019年7月 株式会社アール・アンド・カンパニー 代表取締役 2021年6月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社アール・アンド・カンパニー 代表取締役 iRiek.株式会社 代表取締役 税理士法人Wells Accounting 代表社員 株式会社STG 社外監査役	0株
	<p><社外取締役候補者の選任理由></p> <p>公認会計士・税理士の資格を有し、証券会社勤務時には数々の上場企業をサポートしてきた経験・知見が豊富であります。現在の活動の拠点は首都圏にあり、情報収集や業界の動向について素早く助言・対処できることが期待できます。その豊富な経験や見識を活かして、当社の経営に対する監督と適切な助言をいただけることが期待できるため、引き続き社外取締役候補者としました。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
11	【新任】 ほしの なつ き 星野奈津希 (1985年9月24日)	2012年12月 弁護士登録 2012年12月 オギ法律事務所(京都市) 入所 2015年 1月 野村法律事務所(福井市) 入所 2017年 1月 安田総合法律事務所開業 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士 安田総合法律事務所 所長	0株
<p><社外取締役候補者の選任理由></p> <p>弁護士として活躍されており、法律・コンプライアンスに関する専門的な見識と豊富な経験を有しております。その知識と経験を当社の経営に反映いただくことが、取締役会の機能強化に資すると判断できるため、社外取締役候補者としてしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、宮本幸男氏、高安鍊太郎氏及び星野奈津希氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者であります。当社は、宮本幸男氏、高安鍊太郎氏との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
- また、星野奈津希氏の選任が承認された場合は、星野奈津希氏との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
3. 取締役候補者のうち、宮本幸男氏、高安鍊太郎氏及び星野奈津希氏は、取締役の選任につき承認いただいた場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 種谷幹郎氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任されます。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案において選任される監査役の任期は、2024年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までとなります。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
<p>【 新 任 】</p> <p>は ま だ わ た る 浜 田 巨 (1957年6月7日)</p>	<p>1980年11月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社</p> <p>1985年 6月 浜田巨会計事務所長</p> <p>1990年 4月 監査法人朝日親和会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社</p> <p>2010年 7月 有限責任あずさ監査法人北陸事務所長</p> <p>2017年 6月 株式会社CKサンエツ 社外取締役常勤監査等委員</p> <p>2022年 6月 株式会社CKサンエツ 社外取締役監査等委員 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社CKサンエツ 社外取締役監査等委員</p>	<p>0株</p>
<p><社外監査役候補者の選任理由></p> <p>監査法人で長年企業会計に携わっており、豊富な経験・見識を有しており、経営に対する有益なご意見が期待でき、客観的な立場から監査をしていただくことで当社の社外監査役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者となりました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者の浜田巨氏は社外監査役候補者であります。浜田巨氏の選任が承認された場合は、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が仰星監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の監査実績や監査報酬が当社の事業規模に適していること、また、同監査法人を起用することにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の専門性、独立性、適切性及び品質管理体制を総合的に検討した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年6月30日現在)

名 称	仰星監査法人	
事 務 所	(主たる事務所) 東京都千代田区四番丁6番地 東急番長ビル (その他の事務所) 大阪府大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目4番10号 名古屋クロスコートタワー 石川県金沢市南町5番20号 中屋三井ビルディング	
沿 革	1990年 9月 北斗監査法人設立 1999年10月 東京赤坂監査法人と合併、東京北斗監査法人に名称変更 2006年10月 監査法人芹沢会計事務所と合併、仰星監査法人に名称変更 2011年 7月 明澄監査法人と合併 2014年 7月 明和監査法人と合併 現在に至る	
概 要	資本金	154百万円
	構成人員	社員 (公認会計士) 44名 (うち代表社員10名)
		職員 (公認会計士) 190名
		(公認会計士試験合格者) 74名
		(その他) 19名
	合 計	327名
国際業務	Nexia international (ネクシア・インターナショナル) にメンバーファームとして加盟	

(注) 仰星監査法人が選任された場合、当社は同法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

以 上

株主総会会場 ご案内略図

<会場>

ホテルグランミラージュ 2階 天翔の間
富山県魚津市吉島1丁目1番20号
電話 0765-24-4411

<交通アクセス>

- あいの風とやま鉄道魚津駅から徒歩で 約5分
- 北陸自動車道 魚津IC出口から車で 約7分

